

財務省告示第七十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十九年四月二十七日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 尾身 幸次

平成十九年五月十日

一	二	三	四
名称及び記 号	発行の根拠 の法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法
利付国庫債券（二十年）（第九十 四回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成 十九年度における財政運営のた めの公債の発行の特例等に関す る法律（平成十九年法律第二十 五号）第二条第一項並びに特別 会計に関する法律（平成十九年 法律第二十三号）第四十六条第 一項及び附則第七十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）及び価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、財務大臣が各国債市 場特別参加者ごとに応募限度額 を定めるものによる発行（以下 「国債市場特別参加者・第 非

五

募入
方決
法定
の

各申込みのうち応募価格の高い

もその応募額を順次割り

当てる。特別参加者ごとの

各国債市場特別参加者

募限度額の範囲内において各

申込みの応募額を割り当てる。

価格競争入札発行」という。）

六

イ

入札
発行
競争

額面金額で七千三百四十三億

円のうち、財政法第四十一条の

規定に基づき発行した利付国債に

ついで、千九百九十

十億四千二百五十万

円、特別会計に

関する

法律第二十一条の

規定に基づ

き発行した利付

国債につ

いて

は、額面金額で

二千三百四十

億四千四百六十

万六千六百二十

千六百二十

万四千六百二十

千六百二十

万四千六百二十

千六百二十

十二	口	争 入札 発	非 価格 競	者 ・第 加	特 別参 加	国 債市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	十 一 イ	十 一 発 行	九	振 替 単 位	八	最 低 額 面 金	行 争 入 札 発	非 価格 競	者 ・第 加	特 別参 加	国 債市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	七	イ	払 込 金 額	行 争 入 札 発	非 価格 競	者 ・第 加	特 別参 加	国 債市 場	口	年 二 ・ 一 パ ー セ ン ト	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 銭	平	す	の	の	振	五	六	七	円	円	に	に	関	の	平
																																	成	る	記	記	替	万	百	千	、	基	た	成			
																																	十	〃	載	載	法	円	五	三	額	づ	め	十			
九	年	又	又	の	百	十	百	額	き	の	九																																				
年	四	は	は	規	円	億	億	面	発	公	年																																				
四	月	記	記	定	に	千	千	金	行	債	度																																				
月	二	録	録	に	よ	九	九	額	し	の	に																																				
七	十	は	は	よ	る	百	百	で	た	発	お																																				
日	七	最	最	る	振	六	六	六	利	行	け																																				
		低	低	る	替	百	百	百	付	の	る																																				
		額	額	も	口	五	五	五	五	特	財																																				
		面	面	の	座	十	十	十	十	例	政																																				
		金	金	と	簿	億	億	億	億	等	運																																				
		と	と			十	十	十	十	に	営																																				

十三 経過利子の払込み

(一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{38}{365}}$$

十四 初期利子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成十九年四月二十七日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成十九年三月二十日	利子を支払う。
					て、その日以前六月間に属する
					を支払期とし、各支払期におい
					毎年三月二十日及び九月二十日
					の第二期子以